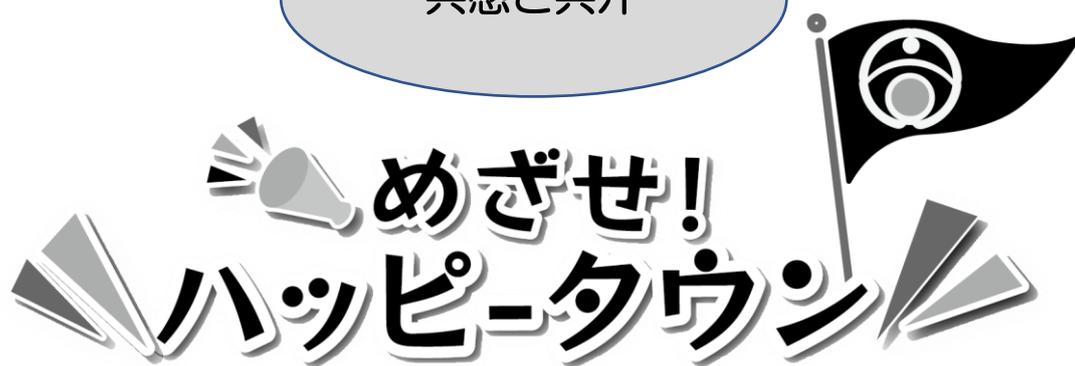


令和7年度
高知市町内会等
活動活性化事業費補助金交付要綱
(ハッピータウン事業)

共感と共汗



安心・安全な
まちづくり

しあわせな
高知市に…

助け合い
支え合い

高知市町内会連合会

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付要綱

高知市町内会連合会

《趣旨》

第1条 この要綱は、高知市町内会連合会(以下「連合会」という。)が、高知市町内会等活動活性化事業費補助金を一括して受け入れることにともない、地区町内会連合会(以下「地区連」という。)及び単位町内会の補助金申請等の事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。尚、総称を『ハッピータウン事業』とする。

《用語の定義》

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 市内に存する町内会、自治会、自治公民館等を管理運営し、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 公衆街路灯 町内会等が所有し、交通安全及び犯罪防止のために設置される照明灯であって、一般の通行に供される道路を終夜に渡り照明するものであること。
- (3) 共架式 電柱その他の既存の柱に設置するものをいう。
- (4) 小柱式 新たに柱等を設置し、当該柱等に設置するものをいう。

《補助対象者》

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、地区連および町内会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

《補助対象事業》

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地区連の活動に係る事業(以下「連合会活動事業」という。)
- (2) 町内会等に類似すると市が認める自治組織が次のいずれかに該当する活動を実施する事業(以下「町内会等活動事業」という。)
 1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
 2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
 3. 地域の情報発信に係る活動
 4. 地域住民との交流および環境美化を促進する活動
 5. 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
 - (1) 他の公共団体等が行う財政的支援を受けているもの又は受けようとしているものの対象であるもの
 - (2) 特定の個人や団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
 - (3) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
 - (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
 - (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当

該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

《補助対象経費》

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める経費とする。

《補助金額》

第6条 補助金の額は、規程により定められた補助金上限額まで(1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額)として、予算の範囲内で連合会が認める額とする。

《補助金の交付申請》

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて連合会に申請しなければならない。

《補助金の交付決定》

第8条 連合会は、前条の申請があったときは、一定の日時を定め審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 連合会は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

《交付申請の取下げ》

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を補助金交付申請取下届出書により連合会に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

《変更承認等》

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により、連合会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 連合会は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、補助事業変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

《実績報告》

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて連合会に報告しなければならない。

《補助金の概算払》

第12条 連合会は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第4号)により、連合会に請求しなければならない。

《補助金の交付決定の取消し》

第13条 連合会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
 - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 連合会は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

《補助金の返還》

第14条 連合会は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 連合会は、補助事業者へ交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

《その他》

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月23日に制定し令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月19日に一部改定し令和7年4月1日から施行する。

別 表

区分	補助対象経費		補助対象外経費
連合会 活動事業	(1) 謝礼金等 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信費 (6) 手数料 (7) 保険料 (8) 委託料 (9) 使用料賃借料 (10) 備品購入費 (11) 備品の修理費 (12) 負担金分担金 (13) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの	地区連は別に定める	(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費 (2) 商品券、記念品、景品、賞品等の購入に要する費用 (3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食に要する費用 (4) 事業全体を委託する場合の委託料 (5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用
町内会等 活動事業	1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動	① 公衆街路灯の設置・維持管理に係る経費 ② 公衆街路灯の電気料金に係る経費（※備考1）	(6) 領収書等により支払いを明確に確認することができない費用 (7) 補助事業の実施に直接

2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動	③ 資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保に係る経費(※備考2) ④ ごみ集積所の維持管理における経費	関係のないものに要する費用 (8) 地区連及び町内会等の運営に係る費用 (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が社会通念上適当でないとする費用
3. 地域の情報発信に係る活動	⑤ 掲示板の新設・板取替に係る経費 ⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費 ⑦ パソコン・プリンター等の購入に係る経費 ⑧ デジタル化導入経費	
4. 地域住民との交流および環境美化を促進する活動	⑨ イベント等の開催経費 ⑩ 地域交流および環境美化に関する経費 ⑪ 町内会未加入世帯への啓発活動の経費 ⑫ 町内会新規設立のための経費	
5. 前各号に掲げるもののほか、会長が必要とする活動		

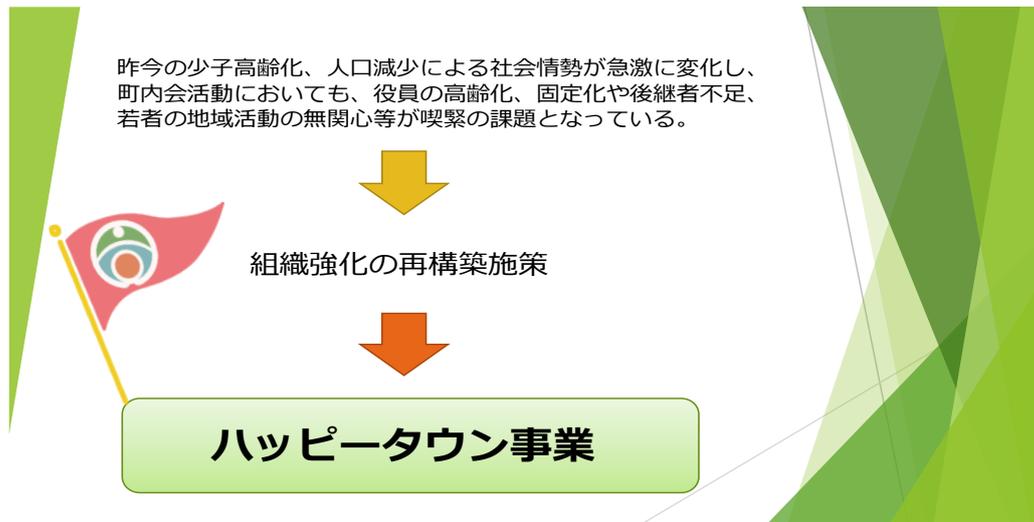
※備考1 この表において、公衆街路灯の灯数は、補助対象者が当該年度の4月分電気料を支払った灯数とする。

※備考2 この表において、不燃物分別指導に係る経費は、高知市環境業務課へ登録されているごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体を補助対象とする。また、その箇所数も環境業務課の登録数を補助対象とする。

ハッピータウン事業補助金の規程

(めざせ！加入率100%)

1. 町内会における組織強化再構築の必要性



2. 事業の目的

昨今の課題を早急に解決するには、高知市型共生社会実現に向け、会員相互の助け合い・支え合いの活動を活性化し組織の再構築を図る目的としたハッピータウン事業を実現するとともに加入率100%を目指すことを目的とする。

3. 事業の効果

①未加入世帯の加入促進、空白地域における町内会の設立、および地区連の組織強化が図れる。

②それぞれの地域に潜在している資源(自然の景観、特産物、史跡、伝統行事、活性化イベント等)の掘り起こしにより、ハッピータウンの形式が期待される。

③すでに取り組んでいる数々のボランティア活動(広報誌の発行等)の恒常的支援(定額)が期待される。

ハッピータウン事業(高知市町内会等活動活性化事業)の
補助金対象経費についての規程

【地区連合会の補助金対象活動】

1. 組織強化の活動費 ※限度額 100,000 円以内
2. 広報の活動費(会報費) ※限度額 300,000 円以内
3. 人材育成(イベント等)の活動費 ※限度額 100,000 円以内
4. 連合会の設立に係る経費 ※限度額 50,000 円以内

【参考】

- ① 謝礼金等 … 研修会等における講師の謝礼金等
- ② 旅費交通費 … レンタル車のガソリン代等(自家用車対象外)
- ③ 消耗品費 … ペンやコピー用紙等の購入費
- ④ 印刷製本費 … 会報等の製作に係る印刷費等
- ⑤ 保険料 … イベント等の事故を補償するための保険料等
- ⑥ 使用料賃借料 … 会場の使用料, レンタルバスの賃借料等
- ⑦ 備品購入費 … パソコン購入費等(上限 100,000 円)
- ⑧ 備品の修理費 … プリンターの修繕費等
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか, 会長が必要と認めるもの
… 担当役員への実費弁償費

【単位町内会等の補助金対象活動についての規程】

1. 安全・安心まちづくりの推進に係る活動

- ① 公衆街路灯の設置及び灯具交換に係る経費(別途専用の交付申請書あり)
- ② 公衆街路灯の維持管理に係る経費(電気料の補助金)

①公衆街路灯 設置・交換に係る経費	新規(共架式)	@10,000 円
	新規(小柱式)	@20,000 円
	灯具交換(LED)	@12,000 円
②公衆街路灯 電気料補助金	10w まで	@1,600 円/灯
	10w 超え	@2,000 円/灯

2. ごみ集積所の維持管理に係る活動

- ③ 資源・不燃物集積所の分別指導を行う当番の体制確保や不適正排出等への対応に係る活動費(年度内で1カ月分の受領書を添付してください)
- ④ ごみ集積所の維持管理に必要な備品(既存ごみストッカー等)の修理および交換, 消耗品の購入(カラス除けネット・コンテナ等)

③資源・不燃物の分別指導に係る経費	年 額	@18,000 円/集積所 1 か所
④既存ごみストッカーの修理・交換経費, 消耗品(カラス除けネット等)購入経費	ごみストッカー	@70,000 円
	消耗品(ネット等)	@30,000 円

3. 情報発信に係る活動

- ⑤ 掲示板の新設・板の取替に係る経費
- ⑥ 会報や回覧物等の発行・回付, 掲示物の掲示に係る経費
- ⑦ パソコン・プリンター等, 備品の購入費
- ⑧ デジタル化に向けての導入経費 (Wi-Fi 設置費用, ルーター購入費, 電子回覧板の普及に向けた講習会の経費(会場使用料、講師謝礼等))

⑤掲示板補助金	新 設	@25,600 円/基
	板取替	@11,000 円/基
⑥会報・回覧物の回付等	上 限	@50,000 円
⑦パソコン等購入費	上 限	@70,000 円
⑧デジタル化導入経費	上 限	@50,000 円

4. 地域住民の交流および環境美化を促進する活動

- ⑨ 様々な住民の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベント経費(ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等)
- ⑩ 地域活動や地域交流および環境美化のための経費(消耗品・備品の購入、会場使用料等)
- ⑪ 未加入世帯への啓発活動に係る経費
(実費弁償として1日2,000円/人を加算。上限額は別表のとおり。)
- ⑫ 空白地域において、町内会設立に係る経費

⑨イベントの開催経費	上 限	@50,000 円
⑩地域交流および環境美化に係る経費	上 限	@50,000 円
⑪未加入世帯への啓発活動	上 限	@50,000 円 (別表参照)
⑫町内会の設立	上 限	@30,000 円/町内会

- ⑪ 上限額一覧表(別表) 活動実費弁償1日2,000円/人

5世帯未満	5世帯～ 10世帯未満	10世帯～ 15世帯未満	15世帯～ 20世帯未満	20世帯以上
10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円

○ 補助金の申請について

- ① 各活動事業の限度額は、年度当初の予算額を優先する。
- ② 補助金の申請については、関係書類を添えて申請すること。(原則当該年度1回とする)
- ③ 備品については、備品管理台帳を整備し管理すること。
- ④ 新たな活動の提案や要望事項については役員会で決定する。
- ⑤ 補助金の申請については、予算の範囲内で役員会において交付金額を決定する。
(内訳書の採択は優先順位を考慮しますが、異なる場合もあります。)
- ⑥ 継続事業においては各地域の平等性を鑑み、申請者と協議の上、申請額の減額および不決定とする場合がある。また、同一事業に複数の申請がある場合は地区割を考慮する。
- ⑦ 申請書の受付は4月1日から原則12月最終開庁日までとする。(特別の事業については別に定める) 実績報告書の提出期限は2月末日までとする。
- ⑧ 補助金申請額が予算に達し次第、交付申請の受付を終了する。

附則 この規程は、令和4年7月20日に制定し4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月11日に一部改定し令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月23日に一部改定し令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月19日に一部改定し令和7年4月1日から施行する。

I 高知市町内会等活動活性化事業費補助金（町内会等活動事業）の概要

1 高知市町内会等活動活性化事業費補助金の制度

(1) 補助の目的

地域住民が主体となって地域課題の解決等に取り組む活動や、町内会等に対する地域住民の理解と関心を深め、様々な住民の参加とつながりを促進し、自発的な加入を促進する活動に取り組むにあたり、それに要する費用の一部を補助します。

(2) 補助対象団体

1. 町内会・自治会・自治公民館等
2. 町内会等に類似する市が認める自治組織（町内会等を設立しようとする準備会等含む）
3. 公衆街路灯を設置又は維持管理する町内会及び管理団体
4. ごみ集積所を設置又は維持管理する町内会及び管理団体

(3) 補助金額

補助対象経費の額又は補助上限金額のいずれか少ない方の額（1,000 円未満の端数は切捨て）とします。

(4) 補助対象事業

町内会等が4月1日から翌年3月31日までの間に完了する事業で、次のいずれかに該当する活動に要した経費とします。

1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動
2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動
3. 地域の情報発信に係る活動
4. 地域住民の交流および環境美化を促進する活動
5. その他会長が適当と認める活動

(5) 補助対象外事業

1. 他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業
（例：高知市地域内連携協議会活動促進事業費補助金、自主防災組織補助金、高知市民憲章推進協議会助成金、公園愛護会交付金 等）
2. 宗教的活動及び政治的活動を目的とする事業
3. 団体の活動拠点となる施設等の整備を目的とする事業
4. 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
5. 公序良俗に反する事業
6. 営利性のある事業
7. その他会長が適当でないとするもの

2 その他

(1) 提出資料の取扱いについて

連合会に提出された申請及び報告資料は、市民の方から情報公開請求があった場合に、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

(2) 証拠資料の保管について

補助金を申請して支出した経費に係る会計帳簿や領収書などの証拠資料は、連合会が原本の提示を求める場合があります。年度ごとに整理し、支出した年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。

(3) 備品の管理について

備品とは、税込1万円以上かつ比較的長期間（通常の使用方法で約1年間以上）にわたる使用、保存に耐えるものを指します。補助金を申請して備品を購入する場合は、各町内会等で備品台帳を整理し、保管の状況を明らかにしておいてください。補助金の交付の目的に従って、他の用途には使用せず、大切に保管してください。

II 補助対象経費・対象外経費の具体例

1. 地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p>①公衆街路灯の設置に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力柱や NTT 柱等への LED 灯具の設置 ・ 小柱（ポール）等を建柱して LED 灯具を設置 ・ 蛍光灯から LED 灯具への取替 ・ LED 灯具から LED 灯具への取替 <p>②公衆街路灯の維持管理に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆街路灯に係る電気料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED 灯以外の公衆街路灯の設置、取替 ・ 小柱等の修理費，撤去費 ・ 公衆街路灯の撤去費

2. 地域のごみ集積所の維持管理に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p>③資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等区域住民に支払う有償ボランティアの費用 ・ シルバー人材センターなどへの委託料 <p>④ごみ集積所の維持管理に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ごみストッカーの修理・交換 ・ ごみ集積所の維持管理に必要な消耗品の購入（カラス除けネット，不燃ごみ仕分け用のコンテナ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁当や飲み物，商品券等を支給する経費 ・ マンションや集合住宅などの管理組合が設置，管理するごみ集積所に係る経費 ・ 新規設置のごみストッカーに係る経費 ・ ごみ集積所における土地の固定資産税や賃借料等

3. 地域の情報発信に係る活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p>⑤ 掲示板の新設・板の取替に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民のお知らせ等のために設置する掲示板の新規設置 ・ 既存掲示板の板取替 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者から占有許可を得ていない掲示板の設置に係る経費 ・ 既存掲示板の撤去費用 ・ マンションや集合住宅等の管理組合が設置、維持管理する掲示板の修理費 ・ 選挙広報や高知市広報の配布に係る経費
<p>⑥ 会報や回覧物等の発行・回付、掲示物の掲示に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物の印刷代 ・ コピー用紙、プリンターインク、ラミネートフィルム等の消耗品費 ・ 回覧板、画紙、テープやマグネット等の消耗品費 ・ 掲示板の修繕費（屋根の取替、窓の設置等） ・ 町内案内地図板の製作・交換費 	
<p>⑦ パソコンやプリンター等、備品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、プリンター、ラミネート機械等の備品購入費 （単価 1 万円を超える物は備品管理台帳の提出が必要です） 	
<p>⑧ デジタル化に向けての導入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等への wi-fi 設置費 ・ モバイルルーターの購入費 ・ 通信や設定に係る役務費 ・ ホームページの開設のための委託料 ・ 電子回覧板の導入や普及に向けた講習会の講師への謝礼や交通費、会場使用料等 	

4. 地域住民の交流および環境美化を推進する活動

○ 補助対象経費	× 補助対象外経費
<p>⑨地域住民の交流促進を目的とした、町内会等が開催するイベントの開催経費（ラジオ体操・運動会・文化祭・餅つき大会・夏祭り等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液，ユニフォーム，事務用品等の消耗品費 ・ テント，スピーカー，テーブルやイス等の購入費 ・ 会場使用料 ・ 仮設トイレ等，備品のレンタル用 ・ 事故を補償するための保険料 ・ バスの借上料 <p>⑩地域活動や地域交流および環境美化に関する経費（備品購入費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等で管理する公民館等で使用するイスやテーブル等の購入費 ・ 総会や役員会等，会場の使用料 ・ 町内会等で行う清掃活動の用具費等 <p>⑪未加入世帯への啓発活動に係る経費</p> <p>⑫空白地域において，町内会設立に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁当，飲み物，茶菓子等の食糧費，商品券等を支給する経費 ・ 親睦会，忘年会，新年会等，主に飲食を目的とした会の開催経費 ・ 敬老会やクリスマス会等の記念品代 ・ 祭り等のイベントで出品する景品代 ・ スポーツ大会等の参加費 ・ 個人への給付につながる経費 ・ 営利目的のための販売物品等 ・ 自家用車を利用した場合の借上料やガソリン代 ・ 公園および街路樹の清掃活動 ・ 活動全体を委託する場合の委託料

その他補助対象外となる経費

- (1) 町内会等の運営費及び人件費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費
- (3) 寄付金，募金，協賛金
- (4) 他団体への会費，交際費，祝金
- (5) 積立金，慶弔費，予備費，繰越金等
- (6) 町内会等が支払ったことが明確にできない経費
- (7) その他事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認められた経費

Ⅲ 領収書の注意事項

支出を裏付ける書類として、町内会等が支払ったことが明確に確認できる領収書（写し可）等の提出が必要です。

1 領収書（レシート）について

以下のものは補助対象になりませんので、取得や保管について十分ご注意ください。

- ① 領収書のないもの（請求書や納品書は不可）
- ② 宛名、金額、内訳（「〇〇一式」「〇〇用品」など）がないもの
- ③ 宛名が補助を受ける町内会等の名称以外（上様、個人名、〇〇実行委員会など）のもの
- ④ 領収日が空欄、補助対象期間内ではないもの

領収書
●●町内会 様
令和6年8月1日
¥12,000
但事務用品購入費(コピー用紙・ラミネートフィルム・インク)として上記正に領収いたしました。
株式会社〇〇〇
〒123-4567
高知市鷹匠町△△△

領収日が交付決定日以前の領収書は補助対象になりません。支払いは、交付決定以降に行ってください。

購入商品の内訳が分かる領収書（レシート）をご用意ください。

宛名は、町内会等名の正式名称で発行してください。申請団体名と違う場合は補助対象外です。

〇〇〇スーパー 領収書
令和6年8月1日(月)
コピー用紙 *5 ¥5,000
ラミネートフィルム *2 ¥4,500
インク *1 ¥2,500
合計 ¥12,000
お預り ¥15,000
お釣り ¥3,000
☆☆今回獲得ポイント 1pt☆☆
●●町内会

※注意※ ポイントカードを使用しないでください！

補助事業に係る経費を支払う際にポイントカードは使用しないでください。ポイントを貯める場合、ポイントで支払う場合ともに認められません。支払いに際し、ポイントカードにポイントが付与された場合は、当該ポイント分の費用は補助対象経費として計上できませんのでご注意ください。

2 個人に支払う領収書について（支払報告書の見本を添付しています。）

講師謝金や、資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制確保のために支払った経費を確認するため、個人に支払う費用を補助対象経費とする場合は、金銭を受け取ったことを証明する書類として、支払報告書や受取書等に相手の署名（自署）が必要です。

以下のものは補助対象になりませんので、取得や保管について十分ご注意ください。

- ① 個人の署名（自署）がないもの（代筆不可）
資源・不燃物ごみ集積所における分別指導の体制を確保するために支払った経費として、支払報告書は補助対象期間内の任意の1月分としますが、同一実施日に複数人へ経費を支払っている場合は、全ての方の実施日、支払金額及び署名が必要です。
- ② 宛名、発行者、金額、内訳（「〇〇一式」「〇〇事業」など）がないもの
- ③ 受領日が空欄、補助対象期間内ではないもの

3 所得税の申告について

各町内会から個人に支給される手当や実費弁償費については、支給する項目や金額等によっては所得税の課税対象となる場合があります。必要に応じて、内容及び手続（源泉徴収、納付方法）を高知税務署へご相談ください。

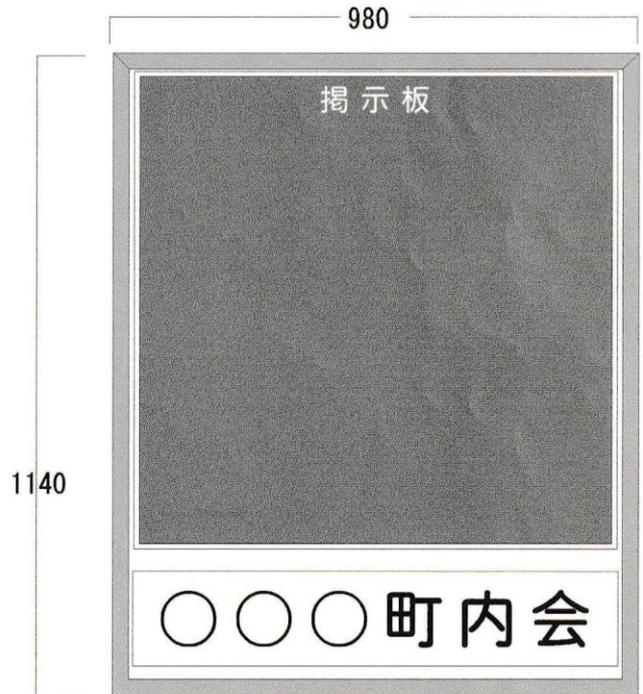
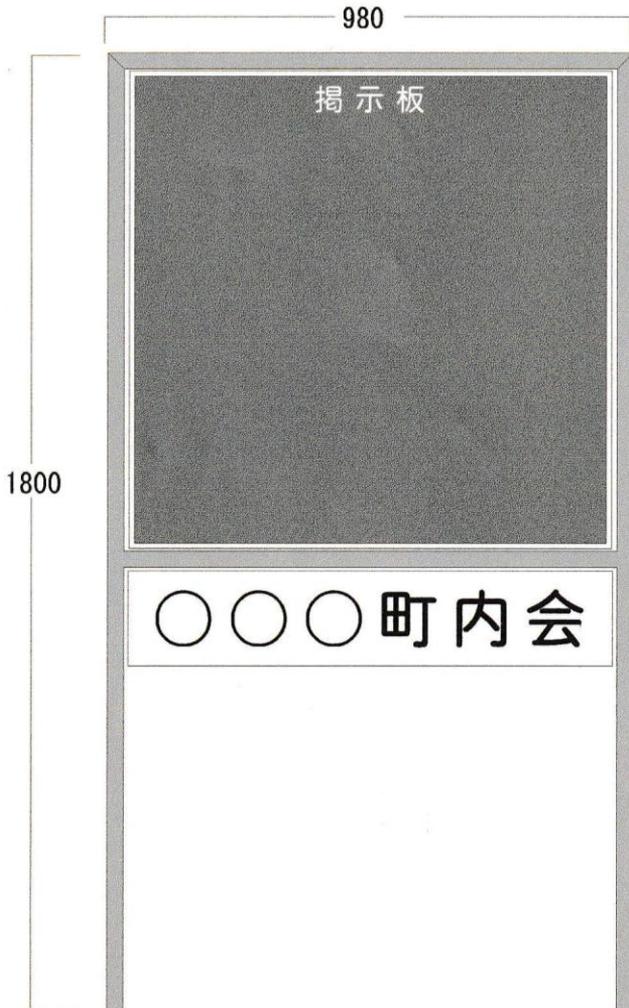
掲示板設置業務委託基準仕様書

- 仕様**
- 外 枠 アルミパイプ仕上げ (30×60×2)
 - 掲 示 板

{	表面: フロムワンボード+超撥水ポリマー塗装+暗緑黑板塗装
	裏面: 防水ベニヤ+超撥水ポリマー塗装
	4面アルミ枠仕上げ
 - 掲示面積 900×900×10
 - 掲示板固定用アングル アルミL字アングル (15×30×2)
 - 町内会名表示板 アルミ複合板 (180×910×3)
 - 町内会名表示板固定用アングル アルミL字アングル (25×25×2)
 - 形 式 立型または掛型

<仕様1> 立型

<仕様2> 掛型



※基準以外の仕様（ひさしを付ける、扉を付ける等）を希望される場合や、指定業者以外で施工を依頼する場合は、補助金申請時に見積書の添付が必要です。



高知市町内会連合会

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階

TEL:088-824-6562 FAX:088-855-6510

MAIL:rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

公式HP:<https://www.kochishi-choren.net/>

受付日時：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時まで

（土日祝日、毎年12月29日～1月3日までを除く）

